浅 ノ 川 総 合 病 院 病院長 荒木 一郎

新型コロナウイルス感染者の発生について (第7報)

外来診療制限の一部解除について(再来患者様の診療再開について)

この度は当院における新型コロナウイルス感染症のクラスター発生により、患者様やそのご家族ならびに地域住民の皆様には多大なご迷惑とご心配をおかけしましたこと、改めてお詫び申し上げます。

また、事態の収束に向けてご協力を頂いた方々、当院への励ましのお言葉やご支援を賜りました多くの方々に心より感謝申し上げます。

当院では4月27日付け第6報にて新たに入院患者様1名(合計15名の感染)の感染について報告後も、クラスターが発生した病棟の患者様及び職員に対し、核酸増幅法による検査を行っておりますが、本日までに新たな陽性者は発生しておりません。

引き続き感染の広がりの確認と感染拡大を防ぐための対策を講じて参ります。

以下、当院の診療体制です。

- ・診療体制について
- (1) 入院診療 新規入院の受入れ:原則休止(当面の間)
- (2) 外来診療 新規外来診療および救急診療:原則休止(当面の間)

なお再来患者様の診療については5月6日より再開します。

※新規患者様で緊急を要する方、受診を希望される方はご相談ください。

(3) 手術/検査 新規予約の手術/検査:原則休止(当面の間)

今後の経過及び対応等につきましては、随時、当院ホームページにてお知らせいたします。

この度、当院の外来診療制限の一部解除については安心・安全な診療を提供できる体制が整備 された事を受けての判断ですが、引き続き医療提供体制の完全なる回復に向け、職員一同、全力 で努めて参りますので、何卒、宜しくお願い申し上げます。